

[別 紙]

様式 1

事業報告書
(自 令和6年 9月 1日 至 令和7年 8月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 ながたに整形外科
① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☒ その他
③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市元船町5番4号
メディカルモール元船3F
- (3) 設立認可年月日 平成22年 9月15日
- (4) 設立登記年月日 平成22年 9月17日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関 コード	開 設 場 所	許可病床 数
診療所	医療法人ながたに 整形外科	0167088	長崎県長崎市元船町5番4号 メディカルモール元船3F	

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)
該当なし
- (3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)
該当なし
- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
令和6年10月 4日 令和5年度決算の決定
令和7年 8月31日 令和7年度の事業計画及び収支予算の決定
" 令和7年度の借入金額の最高限度額の決定
- (5) その他
なし

様式3-2

法人名 医療法人 ながたに整形外科

※医療法人整理番号

所在地 長崎市元船町5番4号メディカルモール元船

3F

貸借対照表
(令和7年8月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	12,171	I 流 動 負 債	1,395
II 固 定 資 産	6,738	負 債 合 計	1,395
1 有 形 固 定 資 産	2,446	純 資 産 の 部	
2 そ の 他 の 資 産	4,292	科 目	金 額
		I 基 金	9,000
		II 積 立 金	8,514
		純 資 産 合 計	17,514
資 産 合 計	18,909	負 債 ・ 純 資 産 合 計	18,909

法人名	医療法人	ながたに整形外科	※医療法人整理番号					
所在地	長崎市元船町 5 番 4 号メディカルモール元船						3 F	

損 益 計 算 書
(自 令和 6 年 9 月 1 日 至 令和 7 年 8 月 31 日)

(単位：千円)

科 目		金 額
I 事 業 損 益		
1 事 業 収 益		51,974
2 事 業 費 用		47,750
	事 業 利 益	4,223
II 事 業 外 収 益		648
	経 常 利 益	4,872
III 特 別 利 益		89
	税 引 前 当 期 純 利 益	4,961
	法 人 税 等	71
	当 期 純 利 益	4,890

様式 2

法人名 医療法人 ながたに整形外科
所在地 長崎県長崎市元船町5番4号メディカルモール元船3F

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和7年8月31日現在)

1. 資 産 額	18,909 千円
2. 負 債 額	1,395 千円
3. 純 資 産 額	17,514 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	12,171
B 固 定 資 産	6,738
C 資 産 合 計 (A + B)	18,909
D 負 債 合 計	1,395
E 純 資 産 (C - D)	17,514

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 ながたに整形外科

理事長 長谷 芳文 殿

私は、医療法人 ながたに整形外科 の令和6会計年度（令和6年9月 1日から令和7年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

令和7年10月 1日

医療法人 ながたに整形外科

監事 長谷 麻理子

